

福井県中小企業支援緊急資金（令和8年8月大雨）要綱

1 目 的	令和8年8月の大雨の影響により経営に支障が生じている中小企業者に対し、経営再建に必要な事業資金の融資を行い、もって中小企業者の資金繰りの改善と経営の安定を図ることを目的とする。	*経営再建とは、被災前の営業状態と同程度まで回復することをいいます。
2 融 資 対 象 者	令和8年8月の大雨の影響により、事業用資産に直接影響を受けたあわら市、坂井市、福井市、永平寺町、勝山市、大野市のいずれかに事業所を有する中小企業者 ただし、本資金に係る融資対象者の事業歴について、福井県中小企業者向け制度融資要綱（共通）3の規定にかかわらず、県内における事業歴が1年未満の中小企業者も対象とする。	*申込みが融資枠に達した場合は、取扱期間中であっても申込みの受付を終了する場合があります。
3 融 資 限 度 額	1億円 なお、本資金に係る融資限度額について、福井県中小企業者向け制度融資要綱（共通）5の規定にかかわらず、1企業当たりの限度額とする。	
4 資 金 使 途	(1) 経営再建に必要な設備資金および運転資金 (2) 令和8年8月の大雨の影響により借り入れた保証付き既往借入金の借換えに必要な資金 ただし、令和8年8月29日から10月7日までに融資実行された資金に限る。	*借換え後の取扱金融機関は、借換え前と同一とします。 *借換え対象の資金は大雨の影響により借り入れた新規の事業資金とします。 (借換資金を本資金により借換えることはできません。)
5 融 資 期 間	10年以内（据置2年以内を含む。）	
6 融 資 利 率	福井県中小企業者向け制度融資要綱（共通）の「5（5）融資利率」の別表1のとおりとする。	*令和8年10月8日現在 1.70%以下（保証付き・責任共有制度対象） 1.60%以下（保証付き・責任共有制度対象外）
7 信 用 保 証	保証協会の保証を必ず付けること。 令和8年8月29日からの大雨による災害による中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する場合は保証協会の特別保証の対象となる。 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき指定された災害のうち、同法第12条が適用されるものに限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた場合（被災証明書または罹災証明書を受けた場合）は、一般保証および経営安定関連保証とは別枠で保証協会の特別保証の対象となる。	*中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する場合または激甚災害法第12条の適用を受けた場合は責任共有制度の対象外となります。
8 保 証 料 補 給	この制度による融資金に係る保証については、県が保証料相当額の3分の2を負担する。	*県が保証協会に対しその保証料の3分の2を負担するため、中小企業者は保証協会に対しその部分の保証料を支払う必要はありません。
9 利 子 補 給	この制度による融資金については、福井県中小企業支援緊急資金無利子貸付事業利子補給補助金交付要領に基づき、中小企業者が取扱金融機関に支払った利子のうち、3分の2の利子相当額を補給するものとする。	*当初5年間分の支払利子に限り、県がその3分の2を補助します。 *保証料補給および利子補給の対象は令和8年12月28日までに保証申込受付がなされ、令和9年2月26日までの融資実行分に限ります。
10 担 保 ・ 保 証 人	保証協会の定めによる。	*あわら市、坂井市、福井市、永平寺町、勝山市、大野市による保証料補給および利子補給については各市町の要綱等によるものとします。
11 必 要 書 類	(1) 融資申込書1部〔様式第1号－1、2、3〕 (2) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書	

- (3) 消費税の納税証明書（その3）
- (4) 直近2期分の決算書（事業歴が1年未満の者は試算表等）
- (5) 〔融資対象者であることを証する書類〕
あわら市、坂井市、福井市、永平寺町、勝山市、大野市のいずれかの市町長の発行する罹災証明書または被災証明書のうち、令和8年8月の大雨の影響により、事業用資産に直接影響を受けたことを示すもの
- (6) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する場合は、自治体の長の認定書
- (7) 所要額算定資料〔様式第2号〕
※資金需要を証する書類を添付
- (8) その他県、取扱金融機関、保証協会が必要と認める書類

12 その他注意事項

- (1) 保証条件については、保証協会の業務取扱要領に定めるところによる。
- (2) 県が必要と認める場合、融資または保証について、取扱金融機関、保証協会、関係支援機関、セーフティネット保証の認定を行った自治体および罹災証明書もしくは被災証明書を発行した自治体に対し報告を求め調査を行うことができる。
- (3) 商工会または商工会議所は、融資申込者が本制度に該当することを確認後、制度融資申請デジタル化システム、電子メールまたはその他の方法により、本要綱11に記載の書類のうち、(1)、(5)、(7)および(8)のスキャンデータまたは写しを、県経営改革課ならびに利子および保証料補給を受ける市町あて提出するものとする。

* 罹災証明書または被災証明書にて事業用資産に直接影響を受けたことが分かるようにしてください。

* 事業用資産に直接影響を受けたことが分かる罹災証明書または被災証明書を複数発行された場合は、すべて添付してください。

* 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた場合は、融資に際して認定書を付してください。

認定を受けた中小企業者であっても、融資に際して認定書を付さない場合は、セーフティネット保証支援分の対象とはなりません。

* 運転資金の場合、算定根拠が確認できる資料を添付してください。

* 設備資金の場合、事業用資産の被害状況が確認できる写真等を添付してください。

* 借換資金の場合、既往借入金の資金使途や融資期間等が確認できる書類を添付してください。（金銭消費貸借契約書、融資申込書等の写し等）

* 令和8年12月28日までに保証申込受付がなされ、令和9年2月26日までに融資実行されたものを対象とします。

附 則

この要綱は、令和8年10月8日から施行する。